

私たち抜きに
私たちのことを
決めるな!



しょうがい者が あたりまえに 生きられる社会へ

Nothing about us
without us!



みやぎアピール大行動実行委員会

News

発行/みやぎアピール大行動実行委員会事務局
メール: appeal318@hotmail.co.jp

2024.8.2. FRI No.50

精神障害者のくらしと医療を考える仙南ネットワーク

2.23ユーズアクシオン実行委員会

仙台市議会議長・副議長と懇談

ユーズアクシオン

“県は精神医療ユーザーのことを 理解していない”



7月31日(水)精神障害者のくらしと医療を考える仙南ネットワーク(以下、仙南ネット)と2.23ユーズアクシオン実行委員会(以下、ユーズアクシオン)では、仙台市議会 橋本啓一議長と鈴木広康副議長との懇談が行われ、村井知事が進める県立精神医療センター富谷市移転問題を巡り精神医療ユーザーの思いと仙台市の考えを共有する場になりました。当日は両団体から支援者を含め7名が参加し、報道には公開せず懇談が行われました。

仙南ネット代表からは県立精神医療センター富谷市移転に伴う問題点を具体的に指摘しながら、これまで長年培ってきたくにも包括を支援する名取市内にある社会資源(共同作業所、グループホーム等々)が移転に伴い縮小される懸念や移転先の富谷市には精神に係わる社会資源がないことを強調し述べ、ユーズアクシオン共同代表からも「県は精神医療ユーザーが富谷市には通えない現実を直視していない」等々県の無理解な解釈について指摘しました。市議会議長からは、「今回、郡市長が明言したく県立精神医療センター富谷市移転反対」と私たちは同じ考え」と述べています。

旧優生保護法被害の全面解決と 差別のない社会を目指して

～旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて～

2024年8月9日(金) 17時30分～20時00分
参加費無料・事前申込み要

申込みフォーム又は二次元コードからお申込みください。
<申込みフォーム>※申込期限【8月2日(金)】



<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/yuseihogosymp/yuseihogos/>

旧優生保護法は、1948年から1996年まで、障害のある方等を対象として強制的に不妊手術や人工妊
娠中絶手術を推進する根拠となった法律です。同法による被害は全国で約8万4000人（うち強制不妊手術
の被害は約2万5000件）に及ぶとされています。

2018年1月、旧優生保護法の被害に関する全国初の国賠訴訟が仙台地裁に提起されて以降、全国各地で
国賠訴訟が提起されています。2024年7月3日、最高裁大法廷は、旧優生保護法に基づいて実施された強
制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟の上告審において、旧優生保護法による被害について、国による除斥期
間の主張は信義則違反又は権利濫用として許されないとの統一的判断を示し、国に対して被害者への損害賠償
の支払いを命じました。

そこで当連合会では、歴史的に重要な意義をもつ最高裁大法廷判決について、同判決を十分に検証すること、
旧優生保護法による被害の回復及び社会に根付く差別の解消に向けた取組を確認することを目的とするシンポ
ジウムを開催いたします。

本裁判に関わった研究者による基調講演に続き、パネルディスカッションでは、裁判の原告からお話をいた
だき、これまでの弁護士や日弁連の取組についても紹介します。ぜひご参加ください。

主なプログラム(予定)

1 基調報告①

「最高裁大法廷判決の評価(憲法の視点から)」
小山 剛 (慶應義塾大学教授)

2 基調報告②

「最高裁大法廷判決の評価(民法の視点から)」
吉村 良一 (立命館大学名誉教授)

3 パネルディスカッション

「旧優生保護法に関するこれまでと今後の取組について」
コーディネーター: 松尾 索(弁護士・茨城県弁護士会)
<パネリスト>

新里 宏二 (弁護士・仙台弁護士会)

北 三郎 (優生手術被害者・家族の会共同代表)

小山 剛 (慶應義塾大学教授)

吉村 良一 (立命館大学名誉教授)

松岡 優子 (弁護士・新潟県弁護士会)

【会場参加】弁護士会館2階 講堂クレオBC
(東京都千代田区霞が関1-1-3)
(定員(先着順): 会場・150名/オンライン
配信・500名)

【オンライン参加】Zoomウェビナー
※Zoomアプリを事前にインストールした上
で参加してください。
※手話通訳、UDトークあり

主催: 日本弁護士連合会
共催: 東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会

<お問い合わせ先>
日本弁護士連合会 人権部人権第一課
TEL: 03-3580-9967